

療養担当規則等に関するもの



・ 義歯は6か月再作製できません

保険で義歯を新しく作った後、6ヶ月間は新たに作り直すことはできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。



届出に関する事項

・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料

院内感染管理者、院内感染予防対策医を配置して、院内感染予防対策マニュアルを作成し、院内感染防止対策を実施しています。

・ 歯科外来診療医療安全対策加算2

リスクマネージャーを配置して、歯科診療に係る医療安全対策を実施しています。院内にはAEDを設置しており、緊急時には館内放送で周知され関係各科と院内連携しています。

・ 歯科治療時医療管理料

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者の歯科治療にあたり、医科主治医と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制をとります。

・ 口腔細菌定量検査

当院では、口腔細菌を測定する分析装置を備えています。

・ 歯科口腔リハビリテーション料2

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を作製して、指導や訓練を実施しています。



・ 歯科技工加算1及び2

当院では歯科技工士を配置しており、迅速な義歯の修理を行う体制を整備されております。

・ クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製したブリッジや一部の金属冠について、2年間の維持管理を行っています。